

平成28年2月9日

小谷 紀明 殿

公益社団法人日本パワーリフティング協会
会長 宮本 英尚

貴殿に関し、2015年（平成27年）9月12～13日、石川県金沢市で開催された第20回ジャパンクラシックマスターズパワーリフティング選手権大会において、ドーピングチェックの結果が陽性となったため、日本ドーピング防止規程に違反したことが明らかとなり、平成28年1月7日付で日本ドーピング規律パネルの処分決定がなされ、平成28年2月2日付でJADAから公表された。

これを受けて、当協会（以下「JPA」という）のフェアプレイ委員会はJPAの「競技者等に関する規程」に基づいて審議した結果、今般、理事会の承認を得て、下記のとおりJPAとしての処分を決定したので、ここに通知する。

記

1 処分内容

①競技会の成績等については、次の通りとする。

- ・日本アンチ・ドーピング規律パネルが「第20回ジャパンクラシックパワーリフティング選手権大会における競技者のすべての個人成績は失効し、且つ、獲得されたメダル、得点及び褒賞は剥奪される」と決定したことを受け、MIの74kg級1位の順位及び記録を抹消する。
- ・併せて、メダル、賞状等は、本処分通知の文書到達後、1週間以内にJPA本部に返還しなければならないものとする。
- ・この指示に従わない場合は、別途処分を行うものとする。

②競技会参加については次の通りとする。

- ・日本アンチ・ドーピング規律パネルが「平成27年11月2日から4年間の資格停止とする」と決定したことを受け、この期間、選手登録を禁止するとともに、国内外のパワーリフティング競技会及びベンチプレス競技会に選手として参加すること及び参加の申し込みを禁止する。
- ・既に参加申し込みをしている場合、速やかに取り下げしなければならないものとする。
- ・これらの指示に従わない場合は、別途処分を行うものとする。

③上記の期間における貴殿の活動禁止等については、次の通りとする。

- ・ I P F 又は J P A の公認競技会への運営参加、協力、補助、セコンドを含む選手支援等を含め、 J P A 登録選手や公認審判員との関わりを禁止する。
- ・ 非公認であってもパワーリフティン競技会及びベンチプレス競技会への参加、協力等を禁止する。
- ・ 審判資格を有する場合は、上記の期間、審判資格の停止及び審判登録を禁止するとともに、国内外のパワーリフティング競技会及びベンチプレス競技会における審判活動を禁止する。
- ・ J P A 及び加盟団体が主催するパワーリフティング及びベンチプレスに関する講習会、研修会等のあらゆる活動への参加を禁止する。
- ・ これらの指示に従わない場合は、別途処分を行うものとする。

2 理由

今回の違反行為が、 J P A の「競技者等に関する規程」＜平成 2 6 年 7 月 2 8 日改訂＞の第 4 条第 5 号で規定する禁止事項に該当することが明らかであることから、同規程第 1 2 条第 1 項の規定に従って、同規程第 1 0 条に準じた処分を行ったものである。

※参考

(1) 競技者等に関する規程第 4 条＜抜粋＞

第 4 条（競技者の禁止事項）

競技者は、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (5) ドーピング（禁止薬物の使用）をすること
- (7) 他の競技者、審判員、パワー関係者等及び競技会の運営関係者の尊厳や名誉を傷付けること、これらに対して暴言を吐くこと又は暴力を振るうこと
- (9) フェアプレイの精神に反する行為を行うこと

(2) 競技者等に関する規程第 1 2 条＜抜粋＞

第 1 2 条（ドーピング問題に関する対応）

- 1 第 4 条第 5 号に規定される違反行為の内、 J A D A が定めるドーピング防止規程の違反行為に関しては、 J A D A の決定を受け入れ、これに従うものとする。ただし、当該決定に基づいて、本協会として取るべき必要な対応については、第 1 0 条第 1 項各号の処分内容に準じる他、別に定めるものとし、第 1 1 条第 1 項の規定による申し出がなくても、フェアプレイ委員会が担当する。
- 3 競技者が W A D A （世界アンチ・ドーピング機構）のドーピング防止規程に違反したことによって、 I P F 又は W A D A から制裁金等が課せられる場合、支払方法の如何を問わず、当該競技者の責任において負担しなければならないものとする。
- 4 競技者がドーピング防止規程に違反した場合、フェアプレイ委員会は当該競技者の所属団体に対しても処分の要否について検討することができる。処分が必要と判断された場合、その処分内容は第 1 0 条及び第 1 4 条に準拠する。

以上